

令02原機(峠)037
令和2年5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから，保安活動に反映が必要となる事項について変更するため。変更内容は以下のとおり。
 - 1) 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い，原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）が制定されたことから，加工施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - 2) 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い，加工施設の保全のために行う設計，工事，巡視，点検，検査その他の施設の管理（施設管理）に関する措置を追加するとともに，関連する事項を変更する。
 - 3) 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動を追加する。
 - 4) その他核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）等の改正に伴い，関連する事項を変更する。
2. 加工規則第8条の4第2項に基づいた核燃料取扱主任者の選任要件を追加するため。
3. 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において，ALARA（すべての被ばくは社会的，経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである）の基本精神に則り保安活動を行うことを追加するため。
4. 原子力災害対策特別措置法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的実施することを追加するため。
5. 非常事態又は非常事態に発展するおそれが確認された場合に講じる必要な応急措置について，避難指示を含めた対応であることを明確にするため。

6. その他, 記載の適正化を図るため。

Ⅲ. 施行期日

この規定は, 原子力規制委員会の認可日以降, 理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和2年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、<u>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき、同法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則等</u>（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）核燃料物質加工施設（以下「加工施設」という。）における保安について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質保証活動の下に保安活動を実施する。</p> <p>第2条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則</u>（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）における廃止措置段階の核燃料物質加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質マネジメント活動の下に保安活動を実施する。 2 <u>法律第21条の2第1項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則</u>（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）<u>第7条の4第1項第1号から第4号までの定めに従って、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理</u>（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、<u>施設管理の目標</u>（以下「施設管理目標」という。）及び<u>施設管理の実施計画</u>（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</p> <p>第2条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証活動の呼称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 <u>理事長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、従業員等へ周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、毎年度、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の施策を立案させて定める。</u></p> <p>2 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令及びこの規定等の遵守を確実に実施するための活動の要領を定める。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長、センター所長（以下「所長」という。）及びセンター各職位は、各々の職務において前項の要領に基づき次の各号に掲げる事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、第1項の関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の施策を所長へ通知する。</u></p> <p>(2) <u>所長は、第1項及び前号の関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた、センターにおける活動計画を毎年度、策定し、従業員等へ周知する。</u></p> <p>(3) <u>センター各職位は、センターにおける活動計画に基づき、関係法令及びこの規定の遵守に係る活動に取り組む。</u></p> <p>(4) <u>所長は、前号の活動状況を評価し、その評価結果を毎年度1回以上、安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。また、その評価結果に基づきセンターにおける活動計画を継続的に改善する。</u></p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前号の評価結果を評価し、毎年度1回以上、理事長へ報告する。</u></p> <p>4 <u>理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から前項第5号の報告を受け、必要な指示を行う。</u></p> <p>5 <u>理事長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の方針について毎年度1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p>	<p>第3条 <u>(削除)</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント活動の中で関係法令及び規定の遵守に関する活動を展開するため、当該条文を削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第3条の2 理事長は、安全文化の醸成を図るための活動の方針を定め、従業員等へ原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、毎年度、安全文化の醸成を図るための活動の施策を立案させて定める。</u></p> <p><u>2 安全・核セキュリティ統括部長は、安全確保に係る活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため実施する安全文化の醸成を図るための活動の要領を定める。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長、所長及びセンター各職位は、各々の職務において前項の要領に基づき次の各号に掲げる事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長は、第1項の安全文化の醸成を図るための活動の施策を所長へ通知する。</u></p> <p><u>(2) 所長は、第1項及び前号の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び施策を踏まえた、センターにおける活動計画を毎年度、策定し、従業員等へ周知する。</u></p> <p><u>(3) センター各職位は、センターにおける活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</u></p> <p><u>(4) 所長は、前号の活動状況を評価し、その評価結果を毎年度1回以上、安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。また、その評価結果に基づきセンターにおける活動計画を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(5) 安全・核セキュリティ統括部長は、前号の評価結果を評価し、理事長へ報告する。</u></p> <p><u>4 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から前項第5号の報告を受け、必要な指示を行う。</u></p> <p><u>5 理事長は、安全文化の醸成を図るための活動の方針について毎年度1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメント活動の中で安全文化の醸成に関する活動を展開するため、当該条文を削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(操作及び管理に関する組織)</p> <p>第4条 加工施設の操作及び管理を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構（センターを除く。）において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、<u>加工施設の保安</u>を総理する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における加工施設の保安に関する品質保証活動に係る業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>統括監査の職は、加工施設の保安に関する品質保証活動の監査の業務を行う。</u></p> <p>(4) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(5) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、<u>契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</u></p> <p>3 センターにおいて加工施設の操作及び管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(操作及び管理に関する組織)</p> <p>第4条 加工施設の操作及び管理を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構（センターを除く。）において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、<u>加工施設に係る保安</u>を総理する。</p> <p>(2) <u>統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、第14条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(5) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、<u>契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</u></p> <p>3 センターにおいて加工施設の操作及び管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、本部の定義を変更する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(号番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る。また、安全・核セキュリティ統括部長として実施している業務を明確にするとともに他規定(センターの使用施設保安規定)との整合を図る)。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証活動の呼称を変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(6) 設備処理課長は、滞留ウランの回収に関する設備の運転・保守に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、核燃料物質等の分析に係る業務（分析設備の保守を含む。）を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質保証活動の推進の事務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 第3項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>5 第3項第5号から第7号までの職位の3課長を総称して、以下「管理者」という。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(6) 設備処理課長は、滞留ウランの回収に関する設備の運転・保守に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、核燃料物質等の分析に係る業務（分析設備の保守を含む。）を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、<u>安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>(削る)</p> <p>第6条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で求められていた初期消火活動が削られることを踏まえて名称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証活動の呼称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、安全管理課長の職務に安全文化等に関する取組の推進の事務及び独立検査組織の庶務に係る業務を行う。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、同システム中で新たに管理者を定義するため、変更前の第7条第3項第5号から第7号までの職位を管理者とする定義を削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第7条 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちから、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、代行者を核燃料取扱主任者免状を有する職員のうちからあらかじめ定める。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第5条に定める職務を兼任してはならない。ただし、代行者はこの限りではない。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p><u>(4) 所轄官庁が法令に基づいて行う検査に原則として立ち会う。</u></p> <p>(5) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(6) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(7) 第27条に定める加工計画等、<u>施設定期自主検査の実実施計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p>(8) 保安教育訓練の年間計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 品質保証計画書、<u>センターの保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p>(10) <u>センターの保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p><u>(11) 加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果について審査する。</u></p> <p>(12) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(13) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(14) その他、<u>加工施設の保安の監督のための職務を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第7条 理事長は、加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者</u>から、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>2 理事長は、核燃料取扱主任者が、旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、核燃料取扱主任者免状を有する職員のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者</u>から、<u>あらかじめ代行者を定める。</u></p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第5条に定める職務を兼任してはならない。ただし、代行者はこの限りではない。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(4) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(5) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(6) 第27条に定める加工計画等、<u>第69条の2に定める施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標、第69条の3に定める施設管理実施計画等、第70条に定める定期事業者検査の計画、第71条に定める定期事業者検査の要領、第74条に定める使用前事業者検査の計画、第74条の2に定める使用前事業者検査の要領その他保安上重要な計画等の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p>(7) 保安教育訓練の年間計画の作成、改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(8) <u>人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)</u>、<u>加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p>(9) <u>加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(10) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(11) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(12) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</p>	<p>・変更の理由2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第8条の4第2項に基づいた選任要件を追加する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、核燃料取扱主任者の職務から所轄官庁が法令に基づいて行う検査の立会いに関する事項及び加工施設の定期的な評価に関する事項を審査対象から削るとともに、施設管理に関する事項及び事業者検査に関する事項を審査事項に追加する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証計画書の名称を変更する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項</u></p> <p>① <u>加工事業変更許可</u></p> <p>② <u>加工施設の定期的な評価の結果</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）</u>第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、<u>理事長の諮問する事項</u></p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第11条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、設計及び工事の<u>方法</u>の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) 第27条に定める加工計画等</p> <p>(5) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(6) <u>加工施設の定期的な評価に係る計画及び評価結果</u></p> <p>(7) その他、<u>所長の諮問する事項</u></p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>第9条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>加工事業変更許可</u>に関する事項 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問する事項</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第11条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、設計及び工事の<u>計画</u>の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) 第27条に定める加工計画等</p> <p>(5) 保安教育訓練の年間計画 (削る)</p> <p>(6) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(加工規則の改正)に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証計画書の名称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(項番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(業務品質保証推進委員会) 第11条の2 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他、品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 管理責任者</p> <p><u>(管理責任者)</u> 第12条 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）において安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいてセンター担当理事及び監査プロセスにおいて統括監査の職を管理責任者とする。 2 管理責任者は、与えられている他の責任にかかわらず、前項のそれぞれの領域において品質マネジメントシステムに関して、次の各号に掲げる責任と権限をもつ。 (1) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にすること。</u> (2) <u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告すること。</u> (3) <u>従業員等に対して、原子力安全についての認識を高めること。</u></p>	<p>(業務品質保証推進委員会) 第11条の2 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、加工施設の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（節題目を削る）。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、管理責任者に関する事項を第14条「5.5.2 管理責任者」で定めることに伴い削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 品質保証活動</p> <p>(品質保証計画の構築、維持及び改善)</p> <p>第14条 理事長は、加工施設における保安活動に関して、原子力発電所における安全のための品質保証規程（以下「JEAC4111-2009」という。）に基づく品質マネジメントシステムを構築し、実施し、維持するため、品質保証計画書を定めるとともに、保安活動に必要な資源を提供する。</p> <p>2 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び所長は、前項の品質保証計画書（第1次文書）に基づき、本部及びセンターの品質に係る業務の内容を定めた文書（第2次文書）として要領書又は規則を定めるとともに、本部及びセンターの業務の作業手順を定めた文書（第3次文書）として作業マニュアル、センター共通安全作業基準等を第2図に示すとおり定める。また、この規定に定める文書（第2次文書）とこの規定との関連条項を第1表に示す。</p> <p>3 理事長は、文書及び記録を管理するため、安全・核セキュリティ統括部長及び所長に、文書及び記録管理の要領書を定めさせる。文書及び記録の管理には、次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) 文書管理の要領書には、次の事項を含める。</p> <p>① 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認すること。</p> <p>② 文書をレビューすること。また、必要に応じて更新し、再承認すること。</p> <p>③ 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にすること。</p> <p>④ 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にすること。</p> <p>⑤ 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にすること。</p> <p>⑥ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にすること。</p> <p>⑦ 廃止文書が誤って使用されないようにすること。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をすること。</p> <p>(2) 記録管理の要領書には、次の事項を含める。</p> <p>① 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を、管理すること。</p> <p>② 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定すること。</p> <p>③ 記録は、読みやすかつ、容易に識別可能かつ検索可能であること。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第14条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>4 所長は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、規則及び要領書でグレード分けを行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて次の各号に掲げる事項を考慮する。</p> <p>(1) 必要なプロセス及び文書の確立について、品質保証計画書で定める。</p> <p>(2) 検査及び試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度を第8章として定める。</p> <p>(3) 力量が必要な作業又は従業員等について、教育・訓練の要領書で定める。</p>	<p>(削る)</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、加工施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、加工施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>本品質マネジメント計画は、加工施設において実施する保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>本品質マネジメント計画における用語の定義は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、原子力安全に対する重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、加工施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>第2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>第3図に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確保するために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1 項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、第4図に加工施設に係る「品質マネジメントシステム文書体系」に示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> <u>本品質マネジメント計画</u> <u>品質マネジメント計画書</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、これを管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に、文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p><u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・加工施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1 項(4)項 b 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1 項(4)項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1 項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第6条及び第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。 また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1 項参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4 項参照）の管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>	<p>変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u> <u>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、センターに安全審査委員会及び業務品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、加工施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <p><u>a) 内部監査の結果</u></p> <p><u>b) 組織の外部の者からの意見</u></p> <p><u>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u></p> <p><u>d) 事業者検査並びに自主検査等の結果</u></p> <p><u>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p><u>f) 関係法令の遵守状況</u></p> <p><u>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u></p> <p><u>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u></p> <p><u>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p><u>j) 改善のための提案</u></p> <p><u>k) 資源の妥当性</u></p> <p><u>l) 保安活動の改善のために講じた処置の有効性</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に関する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長は, 要員の力量を確保するために, 「教育・訓練要領書」を定め, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を着実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が, 品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し, 管理する (4.2.4 項参照)。</p> <p>(2) 理事長は, 監査員の力量について, 「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は, 本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし, (1)項の a)から e)までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設, 設備及びサービスの体系をいう。) を 7.1 項にて明確にし, これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, 保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 項にて明確にし, 運営管理する。なお, この作業環境には, 作業場所の放射線量, 温度, 照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより, 加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、加工施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を第3図のとおり策定する。</p> <p>(2) 統括者及び課室長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) (1)項及び前項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、統括者及び課室長は、業務の計画の策定及び変更に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・加工施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・加工施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・加工施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、本部において加工施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、統括者及び課室長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) 業務・加工施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・加工施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>7.2.2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長，統括者及び課室長は，業務・加工施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは，その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは，次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・加工施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には，それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が，定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し，管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 所長，統括者及び課室長は，業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合には，関連する文書を改訂する。また，変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長，統括者及び課室長は，原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため，効果的な方法を明確にし，これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は，加工施設の設計・開発の計画を策定し，管理する。この設計・開発には，設備，施設，ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は，設計・開発の計画において，次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質，期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー，検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は，効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために，設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 統括者又は課長は，設計・開発の進行に応じて，策定した計画を適切に変更する。</p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより，加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1 項参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の結果として得られる加工施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該加工施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、実行可能な場合はいつでも、加工施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該加工施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当統括者又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>7.4 調達</p> <p><u>所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、調達管理要領書（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>統括者及び課室長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、センターの調達管理要領書及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>統括者及び課室長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の加工事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達管理要領書に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>(3) <u>統括者又は課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>統括者及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) <u>統括者及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p><u>所長、統括者及び課室長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p><u>所長、統括者及び課室長は、加工施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</u></p> <p><u>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</u></p> <p>b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p>c) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>e) <u>監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</u></p> <p>f) <u>業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</u></p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>統括者及び課室長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>(4) <u>統括者及び課室長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</u></p> <p>d) <u>記録に関する要求事項</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・加工施設を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・加工施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p><u>統括者及び課室長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p><u>統括者及び課室長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>所長は、監視機器及び測定機器の管理を行うため、監視機器及び測定機器管理要領書を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、業務・加工施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>統括者及び課室長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>統括者及び課室長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 項参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>統括者及び課室長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(6) <u>統括者及び課室長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2 項から8.5 項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 項参照）により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 4.2.2項において定める品質マネジメント計画書</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	<p>・変更の理由1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、統括者及び課室長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長は、法律に基づき事業者が行う事業者検査を行う場合の検査体制（独立検査組織）を整備し、事業者検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 事業者検査責任者、統括者及び課長は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1 項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や加工施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 事業者検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、統括者及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について，あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し，当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が，特別採用によって，その使用，リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には，その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は，要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し，管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は，加工施設の保安の向上を図る観点から，事故故障等を含む不適合をその内容に応じて，「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い，情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は，前項の情報の公開を受け，不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために，適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析する。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い，次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</u></p> <p>b) <u>業務・加工施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む，プロセス及び加工施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4項参照）</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより，加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長，管理責任者，安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，品質方針，品質目標，監査結果，データの分析，是正処置，未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて，品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は，不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して，本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に，センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め，次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため，原子力の安全に及ぼす影響に応じて，不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について，次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u></p> <p>b) <u>不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ，次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては，根本的な原因を究明するための分析の手順に従い，分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し，管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，複数の不適合等の情報について，必要により類似する事象を抽出し，分析を行い，その結果から共通する原因が認められた場合，適切な処置を行う。</u></p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより，加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の加工施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の加工事業者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</u></p>	<p>・変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第17条 <u>理事長は、マネジメントレビューの実施の要領書を定め、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確認するために、マネジメントレビューの会議を開催し、毎年度1回以上及び必要に応じてレビューを行う。安全・核セキュリティ統括部長は、マネジメントレビューの決定及び処置の結果を品質記録として保管する。</u></p> <p>2 <u>マネジメントレビューの会議は、理事長、管理責任者、センター担当理事、所長他をもって構成する。</u></p> <p>3 <u>マネジメントレビューへのインプット情報は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>内部監査の結果</u></p> <p>(2) <u>保安検査の結果等原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>保安活動のプロセスの成果を含む実施状況を分析した結果、及び使用前検査、施設定期検査、施設定期自主検査の結果のうち問題が発生したもの</u></p> <p>(4) <u>是正処置及び予防処置の状況</u></p> <p>(5) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>(6) <u>組織体制、法規制の改正等品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>(7) <u>品質マネジメントシステムの改善のための提案</u></p> <p>4 <u>理事長は、マネジメントレビューの結果から、次の各号に掲げる事項に関する決定及び処置すべてを含む必要な処置を管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職及びセンター担当理事へ指示する。</u></p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>(2) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u></p> <p>(3) <u>資源の必要性</u></p>	<p>第17条 (削除)</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(業務の計画及び実施)</u> 第18条 所長は、第4章から第10章に定める保安活動の計画として、次の各号に掲げる要領書及び規則を定める。 (1) 第4章加工施設の操作に係る要領書 (2) 第5章核燃料物質等の管理に係る要領書 (3) 第6章放射性廃棄物の管理に係る要領書 (4) 第7章放射線管理に係る要領書 (5) 第8章保守管理に係る要領書 (6) 第9章初期消火活動のための体制の整備に係る規則及び第10章非常の場合に採るべき措置に係る規則 2 統括者は、保安活動の計画が、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 3 各課室長は、各々の職務において保安活動に使用する文書には、次の各号に掲げる事項について該当するものを含める。また、保安活動の運営方法に適した形式を定める。 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務に対するプロセス及び必要な資源 (3) その業務のための検証、妥当性確認 (4) 検査・試験と監視・測定の方法及びその判定基準 (5) 検査・試験と監視・測定の結果の記録 4 各課室長は、各々の職務において第1項で定める保安活動の計画に従って、第4章から第10章に示す保安活動を実施するとともに、各章に従い、当該課室長を統括する統括者への報告等を行う。 5 所長は、第1項の保安活動の計画として定める要領書及び規則を、必要に応じて更新し、再承認する。</p>	<p>第18条 (削除)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>
<p><u>(外部とのコミュニケーション)</u> 第19条 所長、統括者及び各課室長は、各々の職務において保安検査、施設定期検査等の官庁検査、保安検査官の巡視時等に監督官庁とのコミュニケーションを図り、要望事項、処置すべき事項を記録し、監督官庁と確認し、合意した上で必要な処置をとる。</p>	<p>第19条 (削除)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(設計・開発)</p> <p>第20条 所長は、製作及び工事に係る設計・開発を行うために、次の各号に掲げる事項を含む設計・開発の要領書を定める。</p> <p>(1) 設計・開発を計画し、管理すること。</p> <p>(2) 加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にすること。</p> <p>(3) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発のインプットと対比した検証を行うのに適した形式で提示され、インプットで与えられた要求事項を満たすこと。</p> <p>(4) 設計・開発の適切な段階で、体系的なレビューを行い、設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうか評価すること。</p> <p>(5) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たしていることを確実にするため、検証を実施すること。</p> <p>(6) 製作及び工事の結果が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、設計・開発の妥当性確認を実施し、その結果及び処置を記録すること。</p> <p>(7) 設計・開発の変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認すること。</p>	<p>第20条 (削除)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>
<p>(調達)</p> <p>第21条 所長は、適切な調達製品を調達するために、調達管理の要領書を定める。</p> <p>2 契約部長は、供給者の供給能力を評価・選定するための要領書を定め、評価、選定し、評価の結果及び必要とされた処置の記録を維持する。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において調達製品ごとに必要な、製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項、要員の適格性確認に関する要求事項、品質マネジメントシステムに関する要求事項、物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に関する要求事項を仕様書で明確にする。</p> <p>4 各課室長は、各々の職務において調達製品が、調達要求事項を満たしていることを確実にするため、必要な検査等の基準を仕様書で明確にし、検証する。</p> <p>5 各課室長は、各々の職務において要求事項への適合を維持するように調達製品(取替品、予備品含む。)を保存するため、必要な識別、取扱い、包装、保管及び保護を行う。</p> <p>6 各課室長は、各々の職務において他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)について、当該課室長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p>	<p>第21条 (削除)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(内部監査)</u></p> <p>第22条 理事長は、次の各号に掲げる事項を含む内部監査の要領書を定める。</p> <p>(1) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と要求事項。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定すること。</p> <p>(3) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。</p> <p>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。また、監査員は、自らの業務を監査しないこと。</p> <p>(5) 統括監査の職は、監査の結果を理事長に報告すること。</p> <p>(6) 統括監査の職は、検出された不適合及びその原因を除去するために、監査された領域に責任をもつ各部長等に文書をもって是正を指示し、とられた処置を検証し、検証結果を理事長に報告すること。</p> <p>(7) 監査された領域に責任をもつ各部長等は、検出された不適合及びその原因を特定し、必要な修正及び是正処置すべてを行うこと。</p> <p>2 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために、内部監査の要領書に従い監査計画を定め、毎年度1回及び必要に応じて監査を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムが、第18条（業務の計画及び実施）に適合していること、JEAC4111-2009 の要求事項に適合していること、品質保証計画書の要求事項に適合していること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。</p>	<p>第22条 (削除)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(不適合管理)</u> 第23条 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合管理を行うため、次の各号に掲げる事項を含む不適合管理の要領書を定める。 (1) この規定の要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別すること。 (2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関する責任と権限。 2 各課室長は、各々の職務において不適合管理の要領書に従い、次の各号に掲げる一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理し、それを記録する。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 (2) 特別採用によって、その使用、次工程への引渡し、又は合格と判定する場合は、本部においては当該不適合を担当する部長、センターにおいては当該不適合を担当する課室長を統括する統括者の許可を得る。 (3) 不適合を本来の意図された使用又は適用ができないような処置（識別表示、隔離、廃棄等）をとる。 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。 3 各課室長は、各々の職務において不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。 4 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、情報入手及び伝達の要領書に定める公開基準に該当する事象を安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。 5 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受けた場合は、当該不適合の内容を公開する。</p>	<p>第23条 (削除)</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、加工施設の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>第26条～第28条 (略)</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第29条 <u>管理者</u>及び安全管理課長は、各々の職務において加工施設の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p>第30条 保安上特に管理を必要とする設備を第2表に定める。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第2表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第30条の2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第2表に定める保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) <u>巡視・点検、施設定期自主検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>第26条～第28条 (変更なし)</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第29条 <u>施設管理課長、設備処理課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において加工施設の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p>第30条 保安上特に管理を必要とする設備を第1表に定める。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第1表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第30条の2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) <u>施設管理実施計画</u>等に基づく保全活動により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、設備の操作を行う職位名を明確にする。）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設管理実施計画等に基づいて実施する保全活動で設備の機構を確認していくよう変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第31条 施設管理課長及び設備処理課長は、<u>第3表</u>に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第33条 施設管理課長は、均質設備においてウランを製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダに充てんする場合は、あらかじめ過充てんのインタロックに係る設定を確認するとともに、充てんした量が<u>第4表</u>に定める最大充てん量以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備においてウランを滞留ウラン回収容器に充てんした場合は、その量が<u>第4表</u>に定める最大充てん量以下であることを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(熱的制限)</p> <p>第34条 施設管理課長は、均質設備において核燃料物質を充てんした製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ、コールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、あらかじめ加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が<u>第5表</u>に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において核燃料物質を充てんしたコールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が<u>第5表</u>に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 設備処理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第31条 施設管理課長及び設備処理課長は、<u>第2表</u>に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>第32条 (変更なし)</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第33条 施設管理課長は、均質設備においてウランを製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダに充てんする場合は、あらかじめ過充てんのインタロックに係る設定を確認するとともに、充てんした量が<u>第3表</u>に定める最大充てん量以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備においてウランを滞留ウラン回収容器に充てんした場合は、その量が<u>第3表</u>に定める最大充てん量以下であることを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(熱的制限)</p> <p>第34条 施設管理課長は、均質設備において核燃料物質を充てんした製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ、コールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、あらかじめ加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が<u>第4表</u>に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において核燃料物質を充てんしたコールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が<u>第4表</u>に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 設備処理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第35条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第6表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第35条の2 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、点検、補修作業等により給排気設備を停止する場合、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止</p> <p>(2) ウランを内包する機器及び配管の密閉</p> <p>(3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第35条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第5表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第35条の2 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、点検、補修作業等により給排気設備を停止する場合、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止</p> <p>(2) ウランを内包する機器及び配管の密閉</p> <p>(3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>第36条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第37条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務においてセンター外から管理区域内へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬入計画を作成した課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬入計画を作成した課長は、第2項又は第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第38条 管理者は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 管理者のうち、前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 管理者のうち、第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項又は第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第37条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務においてセンター外から管理区域内へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬入計画を作成した課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬入計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の<u>確認</u>の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第38条 <u>施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、<u>前二項に定めるいずれかの確認</u>により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の<u>確認</u>の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、周辺監視区域内の運搬を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(施設敷地内の運搬)</p> <p>第39条 <u>管理者</u>は、各々の職務において核燃料物質等を第1種管理区域から第2種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 <u>管理者のうち、前項の運搬を行う課長</u>は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p>第40条 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料</p> <p>2 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する<u>場合</u>、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第41条 <u>理事長</u>は、核燃料物質の安全な取扱いに関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の管理基準に基づき、センターにおける核燃料物質を安全に取り扱うために、核燃料物質の管理に関する要領書を定める。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項で定めた要領書に基づいて核燃料物質を取り扱う。</p>	<p>(施設敷地内の運搬)</p> <p>第39条 <u>施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、各々の職務において核燃料物質等を第1種管理区域から第2種管理区域へ移動する場合は、線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p>第40条 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長</u>は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料</p> <p>2 前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する<u>課長</u>は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第41条 <u>理事長</u>は、核燃料物質の安全な取扱いに関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の管理基準に基づき、センターにおける核燃料物質を安全に取り扱うために、核燃料物質の管理に関する要領書を定める。</p> <p>3 <u>施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、前項で定めた要領書に基づいて核燃料物質を取り扱う。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、施設敷地内の運搬を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、管理区域内で核燃料物質によって汚染された物の保管を行う職位名を明確にするとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、核燃料物質の取扱いを行う職位名を明確にする）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第41条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>第4表</u>に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(2) <u>第8表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(3) <u>第8表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(4) <u>回収ウランが第9表</u>に示す回収ウラン受入れ仕様を満足することを確認する。</p> <p>(5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p> <p>(空シリンダ等の管理)</p> <p>第42条 施設管理課長は、センター外から空シリンダ又は充てんされていない滞留ウラン回収容器を受け入れる場合は、当該シリンダ又は当該容器が<u>第4表</u>に示す容器であることを確認の上、空シリンダについては第1貯蔵庫、第2貯蔵庫及び第3貯蔵庫に、充てんされていない滞留ウラン回収容器については第1貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を前項に示す空シリンダに充てんするに先立って、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>3 設備処理課長は、核燃料物質を第1項に示す滞留ウラン回収容器に充てんするに先立って、当該容器の健全性を確認する。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第43条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬出計画を作成した課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が<u>第7表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬出計画を作成した課長は、<u>第2項又は第3項</u>で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 第1項の搬出計画を作成した課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第41条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>第3表</u>に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(2) <u>第7表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(3) <u>第7表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(4) <u>回収ウランが第8表</u>に示す回収ウラン受入れ仕様を満足することを確認する。</p> <p>(5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p> <p>(空シリンダ等の管理)</p> <p>第42条 施設管理課長は、センター外から空シリンダ又は充てんされていない滞留ウラン回収容器を受け入れる場合は、当該シリンダ又は当該容器が<u>第3表</u>に示す容器であることを確認の上、空シリンダについては第1貯蔵庫、第2貯蔵庫及び第3貯蔵庫に、充てんされていない滞留ウラン回収容器については第1貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を前項に示す空シリンダに充てんするに先立って、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>3 設備処理課長は、核燃料物質を第1項に示す滞留ウラン回収容器に充てんするに先立って、当該容器の健全性を確認する。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第43条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬出計画を作成した課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則<u>(昭和53年総理府令第57号)</u>に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が<u>第6表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬出計画を作成した課長は、<u>前二項</u>に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 第1項の搬出計画を作成した課長は、第2項及び第3項の<u>確認の結果</u>に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図るとともに、表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第44条</p> <p>環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、<u>第10表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、<u>第1項及び第2項</u>の管理のため<u>第10表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第45条 管理者及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物（以下「廃棄物の仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納（大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。）</p> <p>(2) 防火に必要な措置（所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p>2 管理者及び安全管理課長は、<u>前項</u>の廃棄物の仕掛品を保管する<u>場合</u>、<u>第3図</u>（1）に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第44条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u></p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</u></p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、<u>第9表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、<u>前二項</u>の管理のため<u>第9表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第45条 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物（以下「廃棄物の仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>(1) 所定の容器への収納（大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。）</p> <p>(2) 防火に必要な措置（所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p>2 <u>前項</u>の廃棄物の仕掛品を保管する<u>課長は、第5図</u>（1）に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p>・変更の理由3 ALARAの基本精神に則り放射性気体廃棄物の放出管理を行う方針を追加する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（項番号を繰り下げるとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、廃棄物の仕掛品の管理を行う職位名を明確にするるとともに、図番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条</p> <p>環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、<u>第11表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第1項</u>及び<u>第2項</u>の管理のため<u>第11表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、滞留ウラン回収及び分離作業後の五フッ化ヨウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第48条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第7表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、<u>第2項</u>又は<u>第3項</u>で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、<u>第2項</u>及び<u>第3項</u>の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u></p> <p>2 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、<u>第10表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、<u>前二項</u>の管理のため<u>第10表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、滞留ウラン回収及び分離作業後の五フッ化ヨウ素を保管する場合は排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>7 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>第47条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第48条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常のないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第6表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、<u>前二項</u>に定める<u>いずれかの確認</u>により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、<u>第2項</u>及び<u>第3項</u>の<u>確認</u>の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p>	<p>・変更の理由3 ALARAの基本精神に則り放射性気体廃棄物の放出管理を行う方針を追加する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(項番号を繰り下げるとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第48条の2 (略)</p>	<p>第48条の2 (変更なし)</p>	

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第49条 所長は、加工施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第3図(1)及び(2)に示すとおりとし、環境保全技術開発部長が管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、その所掌する管理区域を壁又はさく等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、管理区域内の表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第51条 環境保全技術開発部長は、第49条に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第3図(1)及び(2)のとおり区分する。</p> <p>(1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域</p> <p>(2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域</p> <p>2 所長は、前項第2号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に第1種管理区域にすることができる。</p> <p>第52条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第49条 所長は、加工施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第5図(1)及び(2)に示すとおりとし、環境保全技術開発部長が管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、その所掌する管理区域を壁又はさく等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、管理区域内の表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>第50条 (変更なし)</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第51条 環境保全技術開発部長は、第49条に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第5図(1)及び(2)のとおり区分する。</p> <p>(1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域</p> <p>(2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域</p> <p>2 所長は、前項第2号の管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、一時的に第1種管理区域にすることができる。</p> <p>第52条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(図番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(図番号を変更する)。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第53条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として、<u>第4図</u>に示すとおり設定する。</p> <p>2 総務課長は、前項の周辺監視区域境界に、さく等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 総務課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理)</p> <p>第55条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が<u>第1.2表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>第56条 (略)</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第53条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として、<u>第6図</u>に示すとおり設定する。</p> <p>2 総務課長は、前項の周辺監視区域境界に、さく等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 総務課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>第54条 (変更なし)</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理)</p> <p>第55条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が<u>第1.1表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。</p> <p>(4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>第56条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（図番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第57条～第58条 (略)</p> <p>(線量限度)</p> <p>第59条 放射線業務従事者の線量限度は、<u>第1.3表</u>に定める値とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>第57条～第58条 (変更なし)</p> <p>(線量限度)</p> <p>第59条 放射線業務従事者の線量限度は、<u>第1.2表</u>に定める値とする。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(線量の評価等)</p> <p>第60条 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は、<u>第14表</u>に定める値とする。</p> <p>2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第15表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。</p> <p>5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。</p> <p>6 第4項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。</p> <p>7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> <p>(放射線作業)</p> <p>第61条 放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合は、作業手順に従って行う。</p> <p>2 各課室長は、各々の職務において前項の作業手順を作成又は改定する場合は、安全管理課長に放射線防護に関する確認を受けるとともに核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>3 安全管理課長は、必要と認めた場合は、放射線防護の措置について、当該課室長に指示・勧告する。</p> <p>4 前項の指示・勧告を受けた当該課室長は、その指示・勧告を尊重する。</p>	<p>(線量の評価等)</p> <p>第60条 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は、<u>第13表</u>に定める値とする。</p> <p>2 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第14表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 統括者は、放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には、そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>4 前項の依頼を受けた安全管理課長は、当該放射線業務従事者の線量を評価し、その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。</p> <p>5 前項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、原因調査値を超えた場合は、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、必要に応じ適切な処置をとる。</p> <p>6 第4項の通知を受けた当該統括者は、線量の評価結果が、管理目標値を超えた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告し、安全管理課長と協議し、原因を調査するとともに、放射線作業の制限等、被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。</p> <p>7 安全管理課長は、線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> <p>(放射線作業)</p> <p>第61条 放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合は、作業手順に従って行う。</p> <p>2 各課室長は、各々の職務において前項の作業手順を作成又は改定する場合は、<u>放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順とし</u>、安全管理課長に放射線防護に関する確認を受けるとともに核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>3 安全管理課長は、必要と認めた場合は、放射線防護の措置について、当該課室長に指示・勧告する。</p> <p>4 前項の指示・勧告を受けた当該課室長は、その指示・勧告を尊重する。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由3 ALARAの基本精神に則り作業に伴う放射線管理を行う方針を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(特殊放射線作業)</p> <p>第6 2条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、<u>第1 6表</u>の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第1項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p>	<p>(特殊放射線作業)</p> <p>第6 2条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、<u>第1 5表</u>の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第1項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第63条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を第13表に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、第15表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第13表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第63条 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を第12表に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、第14表に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第12表に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第64条 管理者は、各々の職務において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 管理者のうち、前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第64条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、予期しない汚染が発生され、又は発見した場合に措置を講じる職位名を明確にする）。</p>
<p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第65条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を第17表に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第65条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を第16表に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p>	<p>・変更の理由6 記載適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第66条 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器等を<u>定期的に点検・校正</u>し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用モニタに係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、第18表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、第18表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p>	<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第66条 安全管理課長は、第17表に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、第17表に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用モニタに係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、第17表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、第17表に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p>	<p>・変更の理由6 記載適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理するよう変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(防護具類の管理)</p> <p>第67条 管理者及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で使用する防護具類を年1回以上点検し、使用可能な状態に整備する。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果について、当該課長を統括する統括者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への移動)</p> <p>第68条 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が第7表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>(防護具類の管理)</p> <p>第67条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において管理区域内で使用する防護具類を年1回以上点検し、使用可能な状態に整備する。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果について、当該課長を統括する統括者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への移動)</p> <p>第68条 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が第6表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、防護具類の管理を行う職位名を明確にする）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 巡視・点検</p> <p>(巡視・点検) <u>第69条 管理者及び安全管理課長は、第19表に示す設備等のうち、所掌する設備等について定期的に巡視・点検を行う。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理</p> <p>(削る)</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定) <u>第69条 所長は、加工施設が法律第13条第1項又は又は第16条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「加工技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</u></p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定) <u>第69条の2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u> <u>2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 6 記載の適正化を図る（節題目を変更する）。 ・変更の理由 6 記載の適正化を図る（変更後の第69条の6に移動）。 ・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設管理方針及び施設管理目標の策定に関する事項を追加する。 ・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定に関する事項を追加する。

変更前	変更後	変更理由
<p>(新規)</p>	<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第69条の3 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，所掌する設備・機器について，第69条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標を達成するため，次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 加工施設の点検，検査等の方法，実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 加工施設の工事，点検，検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 加工施設の設計，工事，巡視，点検，検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，前項の施設管理実施計画に定める事項のうち，「加工施設の工事の方法及び時期に関する事項」及び「加工施設の点検及び検査の方法，実施頻度及び時期に関する事項」について，設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち，加工施設の検査の方法に関する事項について，加工技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，前三項の施設管理実施計画及び設備保全整理表について，核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては，当該加工施設の状態に応じて，加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表の策定に関する事項を追加する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第69条の4 施設管理課長，設備処理課長，処理技術開発課長及び安全管理課長は，所掌する設備・機器について，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより，保全活動を行う。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく保全活動の実施に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p style="text-align: center;">第2節 施設定期自主検査</p> <p>(実施計画) 第70条 施設管理課長及び安全管理課長は、第20表に定める設備について、年度ごとに施設定期自主検査の実施計画を定め、当該課長を統括する統括者の同意及び所長の承認を得る。 2 所長は、前項の実施計画を承認するに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(施設定期自主検査の実施) 第71条 施設管理課長及び安全管理課長は、前条の実施計画に基づき施設定期自主検査を行う。</p> <p>(検査結果の報告) 第72条 施設管理課長及び安全管理課長は、前条の検査を終了したときは、その結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに必要な関係課長に通知する。</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第69条の5 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) 第69条の6 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、第18表に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加する。 ・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更前の第69条から移動）。 ・変更の理由6 記載の適正化を図る（節題目を変更する）。 ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設定期自主検査を定期事業者検査に変更するため、施設定期自主検査の実施計画に関する事項を削る。 ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設定期自主検査を定期事業者検査に変更するため、施設定期自主検査の実施に関する事項を削る。 ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設定期自主検査を定期事業者検査に変更するため、施設定期自主検査の結果報告に関する事項を削る。

変更前	変更後	変更理由
(新規)	<p><u>(定期事業者検査の計画)</u> 第70条 独立検査委員会は、定期事業者検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 (4) 定量的な施設管理目標（第69条の2で定める重要度の高い設備・機器に限る。）</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、定期事業者検査の計画に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(定期事業者検査の要領)</u> 第71条 独立検査委員会は、定期事業者検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び検査場所 (3) 検査前条件 (4) 検査の確認方法及び検査手順 (5) 検査の判定基準</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、定期事業者検査の要領に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(定期事業者検査の実施及び報告等)</u> 第72条 独立検査委員会は、第70条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。 2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。 3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、定期事業者検査の実施及び報告等に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>(保守及び改造作業の実施)</p> <p>第73条 <u>管理者</u>及び安全管理課長は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、第1項において保守及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の<u>方法</u>の認可事項の変更に關わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第74条 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 <u>管理者</u>及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>(保守及び改造作業の実施)</p> <p>第73条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、第1項において保守及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の<u>計画</u>の認可事項の変更に關わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第73条の2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、防護具類の管理を行う職位名を明確にする）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（条番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、防護具類の管理を行う職位名を明確にする）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>(使用前事業者検査の計画)</p> <p>第74条 独立検査委員会は、使用前事業者検査（溶接検査を含む。）を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 保守及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（節題目を追加する）。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、使用前事業者の計画に関する事項を追加する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(使用前事業者検査の要領)</p> <p>第74条の2 独立検査委員会は、使用前事業者検査（溶接検査を含む。）を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び検査場所</p> <p>(3) 検査前条件</p> <p>(4) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>(5) 検査の判定基準</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、使用前事業者の要領に関する事項を追加する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(使用前事業者検査の実施及び報告等)</p> <p>第74条の3 独立検査委員会は、第74条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、使用前事業者の実施及び報告等に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第9章 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>(初期消火活動)</p> <p>第75条 所長は、<u>第18条第1項に基づき定めた要領書及び規則に従い、初期消火活動のための体制を整備する。</u></p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 初期消火活動を行うために必要な要員を常時7名以上配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検、故障時の予備ポンプを含む。）、泡消火薬剤を配備する。また、<u>初期消火活動に必要なその他資機材を配備する。</u></p> <p>3 施設管理課長は、<u>第69条</u>で定める巡視・点検により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 初期消火活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>5 総務課長は、第2項に定める初期消火活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び初期消火活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視・点検の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p>第75条 所長は、<u>自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</u></p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) <u>自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防史員への通報者、可搬消防ポンプの操作者、消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。</u>また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検、故障時の予備ポンプを含む。）、泡消火薬剤を配備する。また、<u>自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</u></p> <p>3 施設管理課長は、<u>第69条の6</u>で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 <u>自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</u></p> <p>5 総務課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で求められていた初期消火活動が削られることを踏まえて名称を変更するとともに、加工規則第7条の4の3に定められた事項のうち、火災に関する活動として展開する。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（条題目及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、表記を変更する。</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;">第10章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動</p> <p>(重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動)</p> <p>第75条の2 所長は、施設の設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至るおそれがある事故（以下「重大事故等」という。）又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制を整備する。</p> <p>2 所長は、前項の整備に当たって次の各号に掲げる事項を含む要領書及び規則を定める。</p> <p>(1) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他資機材の配備に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等の発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(6) 大規模損壊の発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(7) 大規模損壊の発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(8) 大規模損壊の発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関すること。</p> <p>3 所長は、対策要員に対する教育及び訓練を毎年1回以上実施する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の教育及び訓練の結果を取りまとめ、第2項各号に掲げる措置の有効性の評価を行い、統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長に報告する。</p> <p>5 所長は、前項の評価の結果に基づき、必要に応じて要領書及び規則の改訂、その他必要な見直しを行う。</p>	<p>変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則第7条の4の3に定められた事項のうち、重大事故等又は大規模損壊に関する活動として追加する。</p>

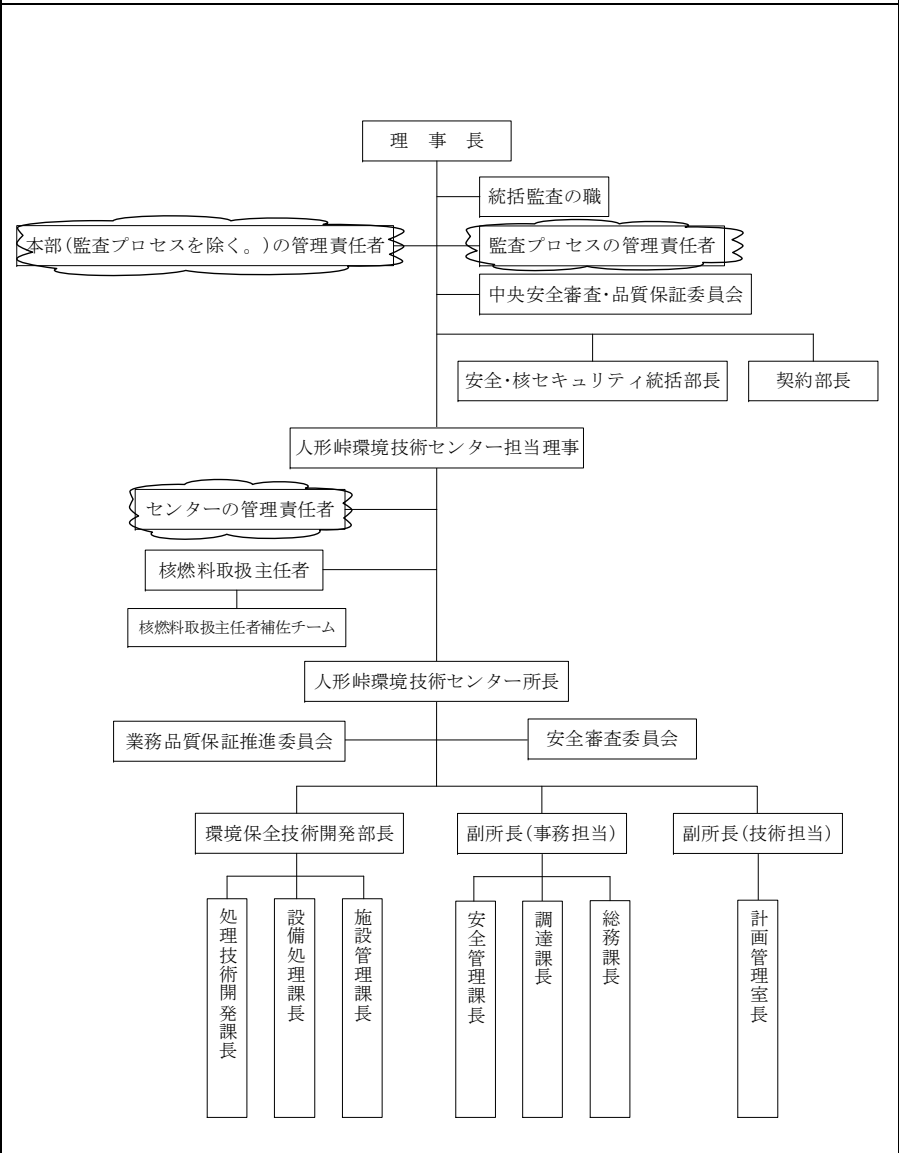
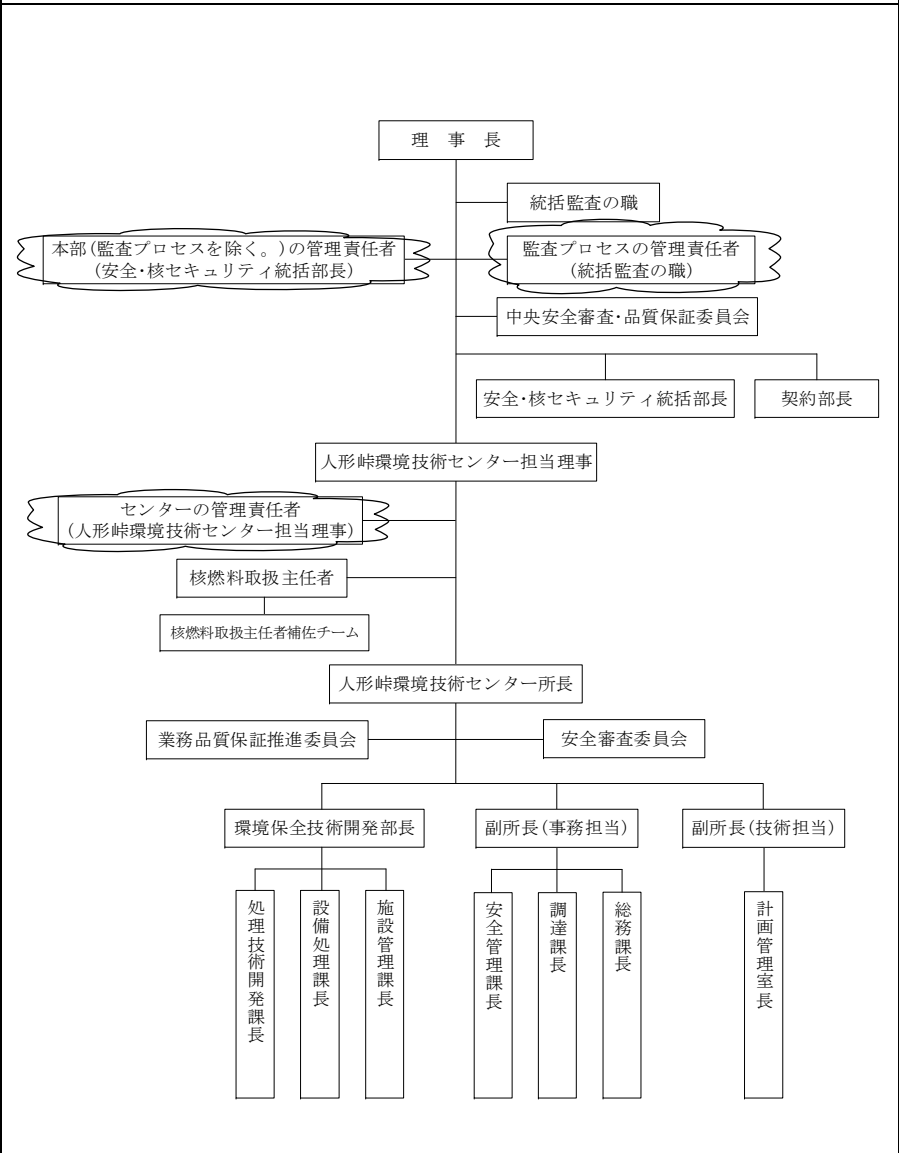
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第10章 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前対策</p> <p>第76条～第77条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報) 第78条 非常事態の通報は、<u>第5図</u>に従う。 2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。 3 前項の通報を受けた課室長は、その状態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該課室長を統括する統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。 4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。 5 第3項の通報を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び関係課室長(安全管理課長を含む。)に通報する。</p> <p>(応急措置) 第79条 前条第2項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置を講じる。 2 安全管理課長は、前条第5項に基づき、前項の課室長を統括する統括者から通報を受けた場合には、加工施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。 3 前項の調査結果の報告を受けた当該統括者は、必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 非常事態における活動</p> <p>第80条～第82条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第11章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 事前対策</p> <p>第76条～第77条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報) 第78条 非常事態の通報は、<u>第7図</u>に従う。 2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。 3 前項の通報を受けた課室長は、その状態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該課室長を統括する統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。 4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。 5 第3項の通報を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び関係課室長(安全管理課長を含む。)に通報する。</p> <p>(応急措置) 第79条 前条第2項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置(<u>避難指示等を含む。</u>)を講じる。 2 安全管理課長は、前条第5項に基づき、前項の課室長を統括する統括者から通報を受けた場合には、加工施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。 3 前項の調査結果の報告を受けた当該統括者は、必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 非常事態における活動</p> <p>第80条～第82条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る(章番号を変更する)。 ・変更の理由 1 法改正等(加工規則の改正)に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る(図番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由 5 非常事態又は非常事態に発展するおそれが確認された場合に講じる必要な応急措置に避難指示も含むことを明確にする。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第83条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらずセンター原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第83条 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく事象が発生した場合は、この規定によらずセンター原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育訓練)</p> <p>第 8 4 条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、加工施設に係る放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対して、<u>第 2 1 - 1 表</u>に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第 1 号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第 2 号に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第 2 1 - 2 表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育訓練)</p> <p>第 8 4 条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、加工施設の操作及び管理を行う者に対して、<u>第 1 9 表</u>に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、教育・訓練の要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第 1 号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第 2 号に基づき、原子力安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第 2 0 表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 所長は、<u>原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度 1 回以上実施する。ただし、センターの使用施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</u></p> <p>7 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>8 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（章番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（項番号を繰り下げるとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 4 原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的を実施することを追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第12章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第85条 所長は、加工施設の定期的な評価を実施するための要領書を定める。</p> <p>2 統括者は、各々の職務において前項の要領書に基づき10年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる事項について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における次に定める保安活動の実施状況の評価</p> <p>① 品質保証活動</p> <p>② 運転管理</p> <p>③ 保守管理</p> <p>④ 核燃料物質管理</p> <p>⑤ 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理</p> <p>⑦ 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>⑧ 事故・故障等の経験反映状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した次に定める保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>① 安全研究成果の反映状況</p> <p>② 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況</p> <p>③ 技術開発成果の反映状況</p> <p>3 統括者は、各々の職務において前項の実施計画に基づき評価を行い、その結果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 統括者は、各々の職務において第1項の要領書に基づき加工施設の操業開始後20年を経過する日までに、また、以降、実施完了日から10年を超えない期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 統括者は、各々の職務において前項の実施計画に基づき評価を行うとともに、その評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を作成し、それらの結果について、核燃料取扱主任者の審査を受け、所長の承認を得る。</p> <p>6 統括者は、各々の職務において第3項及び第5項の評価により得られた知見を予防処置として保安活動へ反映する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 8 6 条 <u>第 2 2 表</u>に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 8 7 条 統括者は、各々の職務において加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が<u>発生した場合、加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合</u>は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第 3 号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、<u>必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 8 6 条 <u>第 2 1 表</u>に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 8 7 条 統括者は、各々の職務において加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に<u>発展するおそれがある場合及び加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合</u>は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 2 所長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告する。 (1) 非常事態の発令を行った場合 (2) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象に発展するおそれがある場合 (3) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象が発生した場合 3 所長は、前項第 3 号の報告後、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他<u>必要な事項</u></p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p>

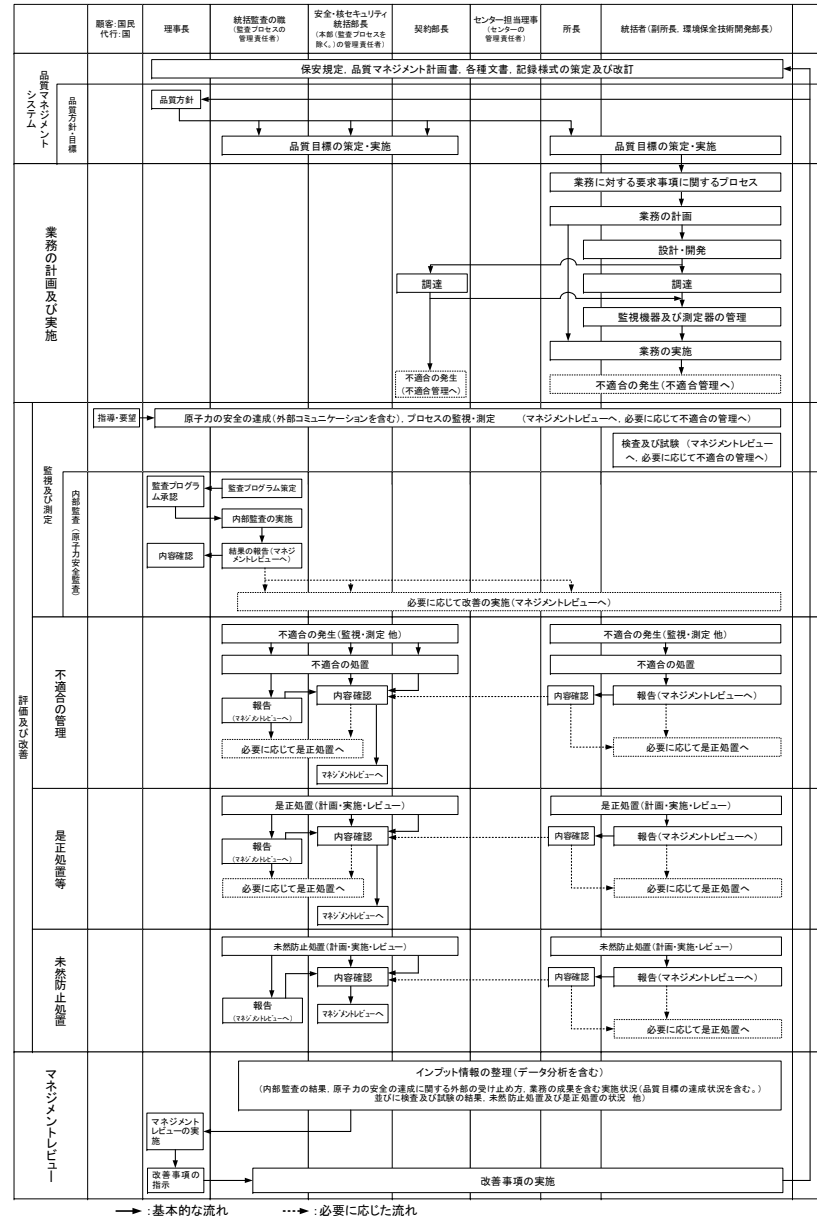
変更前	変更後	変更理由
 <p data-bbox="403 1356 604 1388">第1図 保安組織</p>	 <p data-bbox="1299 1340 1500 1372">第1図 保安組織</p>	<p data-bbox="1845 383 2181 462">変更の理由 6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p>

変更前

変更後

変更理由

(新規)



変更の理由 1
 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図を追加する。

第2図 品質マネジメントシステム体系図

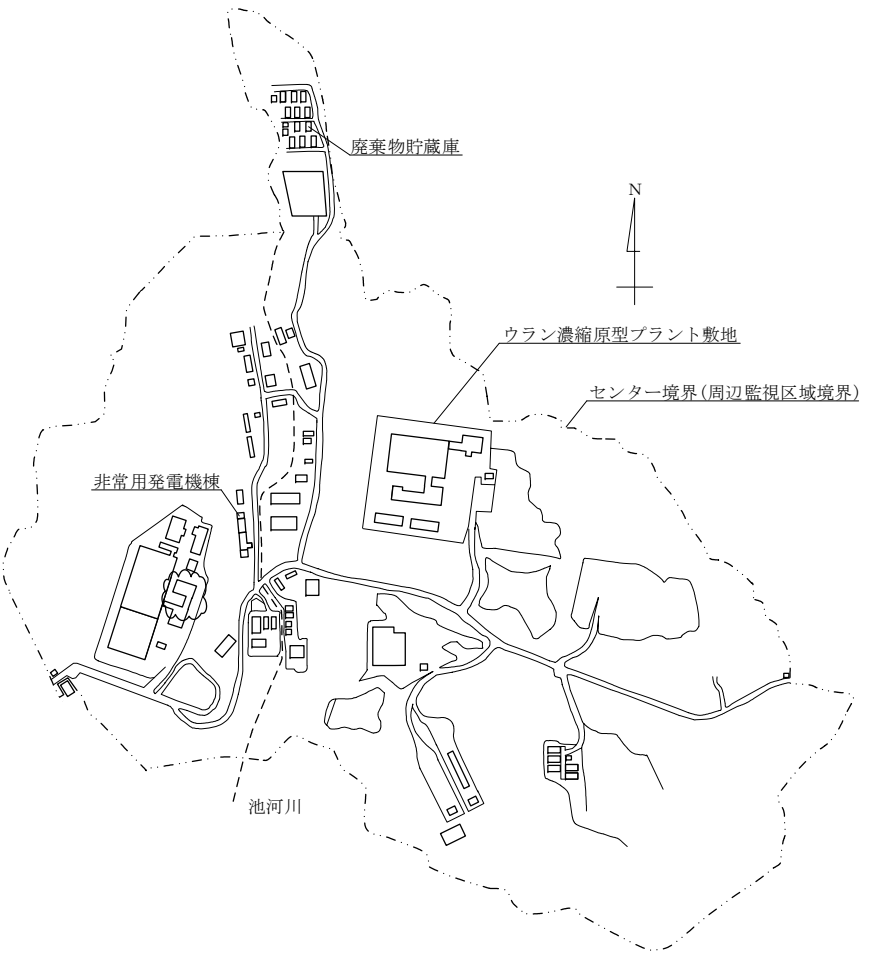
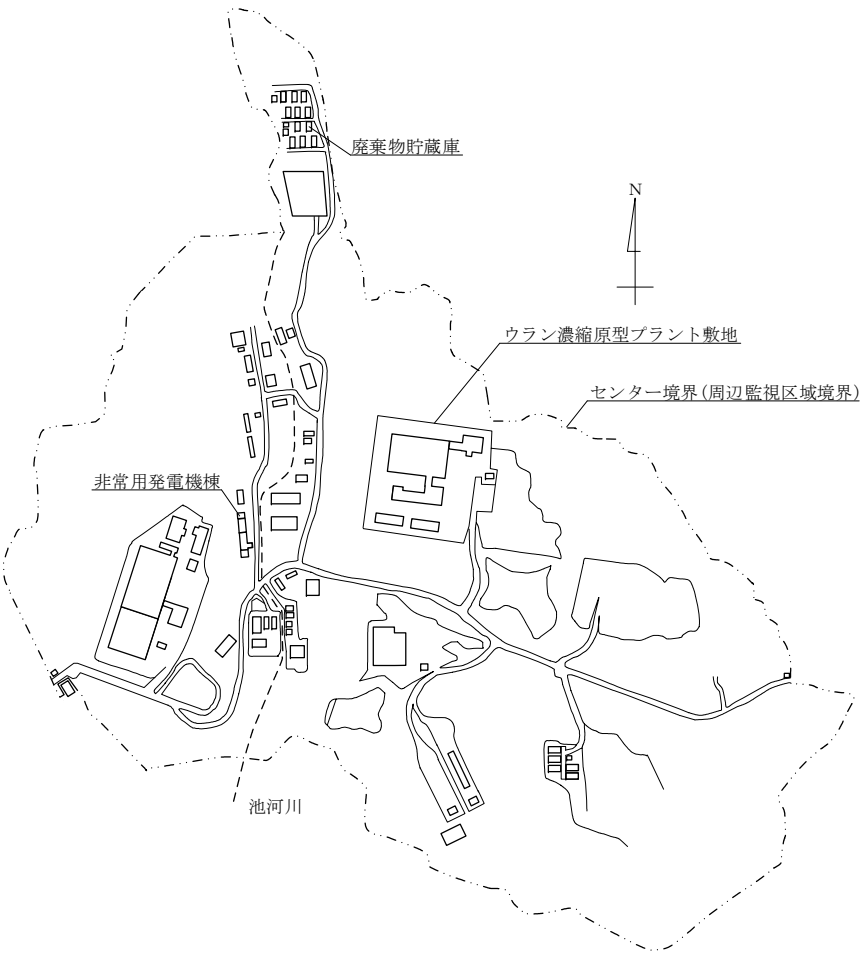
変更前	変更後	変更理由
<p>(新規)</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任 (Plan)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>運転の管理, 施設の管理, 核燃料物質の運搬, 放射性廃棄物の管理, 放射線管理, 非常の場合に講ずべき処置 等</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>Check, Act 8. 評価及び改善 (8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 (原子力安全監査) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5 継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正措置等 8.5.3 未然防止処置 <p>基本プロセス (実線枠) 中プロセス (点線枠) 小プロセス (細点線枠)</p> <p>→ 明確な関連 - - - 理解上重要な関連</p> <p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図</p>	<p>変更の理由 1</p> <p>法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連図を追加する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第1次文書 ⇒IEAC4111-2009に基づいた品質マネジメントを記述した文書 (核燃料物質加工施設品質保証計画書)</p> <p>第2次文書 ⇒本部及びセンターの品質に係る業務の内容を定めた文書 (本部要領, センター要領書, 事業所規則)</p> <p>第3次文書 ⇒本部及びセンターの業務の作業手順を定めた文書 (作業マニュアル, センター共通安全作業基準 等)</p> <p>記録 ⇒本部及びセンターが実行した業務の証拠として残すもの (記録)</p> <p>第2図 品質マネジメントシステム文書体系</p>	<p>核燃料物質加工施設保安規定 ↓ 核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書(QS-P01)</p> <p>本部(二次文書)</p> <p>センター(二次文書)</p> <p>4.1 一般要求事項 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 5.1 経営者の関与 5.4.1 品質目標 5.5.1 責任及び権限 5.5.3 内部コミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー 6.2.2 力量 認識及び教育・訓練 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 7.1 業務の計画 7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5 業務の実施 7.6 監視機能及び測定機能の管理 8.2.2 内部監査(原子力安全監査) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置</p> <p>文書及び記録管理要領(QS-A01) 安全文化の育成及び維持並びに関連法令等の遵守活動に係る実施要領(QS-A09) 品質目標の設定管理要領(QS-A11) 中央安全審査・品質保証委員会運営について(QS-A04) マネジメントレビュー実施要領(QS-P02) 教育訓練管理要領(QS-A07) 業務の計画及び実施管理要領(QS-A12) 調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) 原子力安全監査実施要領(QS-P03) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領(QS-A03)</p> <p>施設・設備のグレード分け管理要領書(QMP-400) 文書・記録管理要領書(QMP-410) 安全文化の育成及び維持並びに関連法令等の遵守に係る活動規則(21総規則)第3号 目的・目標管理要領書(QMP-500) 業務規程管理規則(17総規則)第2号 安全審査委員会規則(17総規則)第9号 業務品質保証推進委員会規則(17総規則)第11号 業務品質保証推進委員会分科会運営規則(17総規則)第14号 不適合管理検討分科会運営規則(28総規則)第5号 情報入手及び伝達要領書(QMP-550) 教育・訓練要領書(QMP-600) 核燃料取扱施設運転管理要領書(QMP-720) 放射線測定器管理要領書(QMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書(QMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書(QMP-760) 核燃料施設区域管理要領書(QMP-751) 放射線測定管理要領書(QMP-754) 核燃料取扱施設運転管理要領書(QMP-720) 放射性物質等管理要領書(QMP-730) 放射性廃棄物管理要領書(QMP-740) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書(QMP-741) 核燃料施設区域管理要領書(QMP-751) 個人被ばく管理要領書(QMP-752) 放射線作業管理要領書(QMP-753) 放射線測定管理要領書(QMP-754) 放射線測定器管理要領書(QMP-755) 防護員の管理・取扱い要領書(QMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書(QMP-760) 事故対策規則(QMP-780) 防火管理規則(QMP-791) 法令等登録・参照要領書(QMP-520) 情報入手及び伝達要領書(QMP-550) 設計管理要領書(QMP-700) 調達管理要領書(QMP-710) 〔7.1 業務の計画〕と同様 監視機能及び測定機能管理要領書(QMP-770) 放射線測定器管理要領書(QMP-755) 保安活動目標設定評価要領書(QMP-840) 独立検査委員会規則 独立検査実施要領書(QMP-830) 不適合並びに是正及び未然防止処置要領書(QMP-810)</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、要求事項と2次文書の関連を明確にした品質マネジメントシステム文書体系に変更する。</p> <p>変更の理由 6 記載の適正化を図る(図番号を変更する)。</p>

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>第3図(1) 主棟, 付属棟, ウラン貯蔵庫管理区域 (略)</p> <p>第3図(2) 廃棄物貯蔵庫管理区域 (略)</p>	<p>第5図(1) 主棟, 付属棟, ウラン貯蔵庫管理区域 (変更なし)</p> <p>第5図(2) 廃棄物貯蔵庫管理区域 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(図番号を変更する)。</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p data-bbox="376 1220 622 1252">第4図 周辺監視区域</p> <p data-bbox="62 1364 414 1396">第5図 通報連絡系統 (略)</p>	 <p data-bbox="1272 1220 1518 1252">第6図 周辺監視区域</p> <p data-bbox="958 1364 1377 1396">第7図 通報連絡系統 (変更なし)</p>	<p data-bbox="1845 220 2181 383"> ・変更の理由 6 記載の適正化を図る（濃縮工学施設 技術管理棟の一部（非管理区域）を解体撤去したことに伴う見直しを図るとともに、図番号を変更する）。 </p>

変更前				変更後	変更理由
第1表 文書（第2次文書）と関連条項（第14条関係）				(削る)	・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、要求事項と2次文書の関連を変更後の品質マネジメントシステム文書体系において明確にするため削る。
(1) JEAC4111-2009が要求する次表の第2次文書					
品質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項		
4.2.3	文書及び記録管理要領	本部	第14条第3項		
4.2.4	文書・記録管理要領書	センター			
8.2.2	原子力安全監査実施要領	本部	第22条		
8.3	不適合管理並びに是正及び予防処置要領	本部	第23条～第25条		
8.5.2	不適合並びに是正及び予防処置要領書	センター			
8.5.3					

変更前				変更後	変更理由
(2) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と決定した次表の第2次文書				(削る)	・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、要求事項と2次文書の関連を変更後の品質マネジメントシステム文書体系において明確にするため削る。
品質保証 計画関連 条項	文書名	所管部署	保安規定との関連条項		
4.1	施設・設備のグレード分け管理要領書	センター	第14条第4項		
5.4.1	目的・目標管理要領書	センター	第16条、第18条第3項1号		
5.5.1	業務類型書管理規則	センター	第5条第3項		
5.5.3 7.2.3	情報入手及び伝達要領書	センター	第19条、第23条		
5.6	マネジメントレビュー実施要領	本部	第17条		
6.2.2	教育・訓練要領書	センター	第14条第4項3号、第26条、第84条		
6.3	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第29条～第35条		
	放射線測定器管理要領書	センター	第66条		
	防護具の管理・取扱い要領書	センター	第67条		
	核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第69条～第72条		
6.4	核燃料施設区域管理要領書	センター	第65条		
	放射線測定管理要領書	センター			
7.1 7.5	核燃料取扱施設運転管理要領書	センター	第27条～第36条		
	放射性物質等管理要領書	センター	第37条～第43条、第36条		
	放射性廃棄物管理要領書	センター	第44条～第48条、第36条		
	放射性廃棄物でない廃棄物の管理要領書	センター	第48条の2		
	核燃料施設区域管理要領書	センター	第49条～第56条、第68条		
	個人被ばく管理要領書	センター	第57条～第60条、第63条		
	放射線作業管理要領書	センター	第61条～第62条、第36条		
	放射線測定管理要領書	センター	第64条、第65条		
	放射線測定器管理要領書	センター	第66条、第36条		
	防護具の管理・取扱い要領書	センター	第67条		
	核燃料取扱施設保守管理要領書	センター	第69条～第74条、第36条		
	事故対策規則	センター	第75条～第82条		
	防火管理規則	センター			
	7.2.1	法令等登録・参照要領書	センター		
7.3	設計管理要領書	センター	第20条		
7.4	調達先の評価・選定管理要領	本部	第21条		
	調達管理要領書	センター			
7.6	監視機器及び測定機器管理要領書	センター	第18条第3項		
	放射線測定器管理要領書	センター			
8.5.3	定期的な評価実施要領書	センター	第85条		

変更前	変更後	変更理由
<p>第2表 保安上特に管理を必要とする設備（第30条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第30条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第3表 臨界管理に係る核的制限値（第31条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第2表 臨界管理に係る核的制限値（第31条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第4表 UF₆の最大充てん量（第33条，第41条の2及び第42条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第3表 UF₆の最大充てん量（第33条，第41条の2及び第42条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第5表 加熱時温度管理（第34条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第4表 加熱時温度管理（第34条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第6表 吊上げ高さ制限値（第35条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第5表 吊上げ高さ制限値（第35条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第7表 核燃料物質等の搬入，搬出に関する基準値（第37条，第38条，第39条，第43条，第48条及び第68条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第6表 核燃料物質等の搬入，搬出に関する基準値（第37条，第38条，第39条，第43条，第48条及び第68条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第8表 核燃料物質の最大貯蔵量（第41条の2関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第7表 核燃料物質の最大貯蔵量（第41条の2関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第9表 回収ウランの受入れ仕様（第41条の2関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第8表 回収ウランの受入れ仕様（第41条の2関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>
<p>第10表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第44条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第9表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第44条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第11表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第46条関係） (略)</p> <p>第12表 身体の汚染検査に関する基準値（第55条関係） (略)</p> <p>第13表 放射線業務従事者の線量限度（第59条及び第63条関係） (略)</p> <p>第14表 線量の原因調査値及び管理目標値（第60条関係） (略)</p> <p>第15表 線量評価項目及び頻度（第60条関係） (略)</p> <p>第16表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第62条関係） (略)</p> <p>第17表 線量当量等の測定（第65条関係） (略)</p>	<p>第10表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第46条関係） (変更なし)</p> <p>第11表 身体の汚染検査に関する基準値（第55条関係） (変更なし)</p> <p>第12表 放射線業務従事者の線量限度（第59条及び第63条関係） (変更なし)</p> <p>第13表 線量の原因調査値及び管理目標値（第60条関係） (変更なし)</p> <p>第14表 線量評価項目及び頻度（第60条関係） (変更なし)</p> <p>第15表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第62条関係） (変更なし)</p> <p>第16表 線量当量等の測定（第65条関係） (変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前				変更後				変更理由	
第18表 放射線測定器等(第66条関係)				第17表 放射線測定器等(第66条関係)					
種類	機器名	数量	点検・校正頻度	種類	機器名	数量			
放射線管理	排気監視	(1) 排気用 α ダストモニタ	3式	1回以上/年	排気監視	(1) 排気用 α ダストモニタ	3式	・変更の理由6 記載の適正化を図る(表番号を変更する)。 ・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理実施計画等において点検頻度を定めて保全活動を実施していくため、点検・校正頻度を削る。	
		(2) 排気用 β (γ)ダストモニタ	2式			(2) 排気用 β (γ)ダストモニタ	2式		
		(3) 排気用HFモニタ	2式			(3) 排気用HFモニタ	2式		
	排水監視	(1) 放射能測定装置	1台以上		作業管理	排水監視	(1) 放射能測定装置		1台以上
		(1) エリア用HFモニタ	4台				(1) エリア用HFモニタ		4台
	作業管理	(2) 手・足・衣服モニタ	2台		(2) 手・足・衣服モニタ	2台			
		(3) シンチレーション型サーベイメータ	10台以上		(3) シンチレーション型サーベイメータ	10台以上			
		(4) GM管式サーベイメータ	5台以上		(4) GM管式サーベイメータ	5台以上			
		(5) 電離箱式サーベイメータ	4台以上		(5) 電離箱式サーベイメータ	4台以上			
		(6) エアスニッフ検出端	51個		(6) エアスニッフ検出端	51個			
		(7) 可搬型空気サンプラ	1台以上		(7) 可搬型空気サンプラ	1台以上			
		(8) 個人用ダストサンプラ	5台以上		(8) 個人用ダストサンプラ	5台以上			
	被ばく管理	(9) 放射能測定装置	1台以上		被ばく管理	被ばく管理	(9) 放射能測定装置		1台以上
(1) 熱蛍光線量計測定装置		1台以上	(1) 熱蛍光線量計測定装置	1台以上					
環境放射線(能)測定	(2) ポケット線量計	10本以上	環境放射線(能)測定	環境放射線(能)測定	(2) ポケット線量計	10本以上			
	(1) モニタリングポイント	1式			(1) モニタリングポイント	1式			
	(2) モニタリング車	1式			(2) モニタリング車	1式			
	(3) 可搬型空気サンプラ	1式			(3) 可搬型空気サンプラ	1式			
					(4) 気象観測設備	1式			

変更前			変更後			変更理由
第19表 巡視・点検を行う設備等（第69条関係）			第18表 巡視を行う設備等（第69条の6関係）			
巡視・点検を行う設備等	担当課長	頻度	巡視を行う設備等	担当課長	頻度	・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。 ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、表記を変更する。
1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日	1. 建物 <small>注1)</small>	施設管理課長	1回以上/日	
2. DOP-1 カスケード設備	設備処理課長		2. DOP-1 カスケード設備	設備処理課長		
3. DOP-2 カスケード設備			3. DOP-2 カスケード設備			
4. DOP-1 UF ₆ 処理設備	施設管理課長 設備処理課長		4. DOP-1 UF ₆ 処理設備	施設管理課長 設備処理課長		
5. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長		5. 滞留ウラン除去設備	設備処理課長		
6. 均質設備	施設管理課長		6. 均質設備	施設管理課長		
7. ユーティリティ設備			7. ユーティリティ設備			
8. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用モニタ)	安全管理課長		8. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用モニタ)	安全管理課長		
9. 一般電源設備	施設管理課長		9. 一般電源設備	施設管理課長		
10. 非常用発電機			10. 非常用発電機			
11. 無停電電源設備			11. 無停電電源設備			
12. 低圧電源設備			12. 低圧電源設備			
13. 給排気設備 (局所排気設備を含む)			13. 給排気設備 (局所排気設備を含む)			
14. 建物 <small>注2)</small>	施設管理課長	1回以上/週	14. 建物 <small>注2)</small>	施設管理課長	1回以上/週	
15. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)			15. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む)			
16. 第2貯蔵庫			16. 第2貯蔵庫			
17. 第3貯蔵庫			17. 第3貯蔵庫			
18. 管理廃水処理設備			18. 管理廃水処理設備			
19. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			19. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア			
20. 分析設備	処理技術開発課長	20. 分析設備	処理技術開発課長			

注1) 2～13の設備を有する建物
 注2) 15～20の設備を有する建物

注1) 2～13の設備を有する建物
 注2) 15～20の設備を有する建物

変更前						変更後		変更理由	
第20表 施設定期自主検査（第70条関係）						(削る)		・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設定期自主検査に関する事項を削る。	
設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長				
1. 給排気設備	(1)送排風機の起動停止シークエンス作動検査	予備機切り替え・給気及び排気用送排風機の起動制限インタロックが正常に機能することの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長				
	(2)気体廃棄設備の処理能力検査	運転中の排風機の処理能力が所定の能力以上であることの確認							
	(3)第1種管理区域の負圧確認	第1種管理区域が区域外より負圧に保たれていることの確認							
	(4)濾過装置の性能確認	高性能エアフィルタが99.9%以上の捕集性能があり、交換時のDOP試験結果でも99.9%以上であることの確認							
	(5)負圧差圧の警報作動検査	第1種管理区域と区域外との差圧が異常となった場合に警報を発することの確認	1回/月 1回/年		施設管理課長				処理技術開発課長
	(6)保守フードの面速確認	六フッ化ウランが漏えいした場合、漏えいの拡大を防止する機能の確認	1回/年						
	(7)配管フードの機能確認	六フッ化ウランが漏えいした場合、42秒以内に緊急シャッターが閉止すること及び排気系統が切り換ることの確認							
	(8)分析フードの面速確認	ウランをフード内に閉じ込める機能の確認	1回/年						
2. 管理廃水処理設備	(1)処理能力の検査	放射性液体廃棄物の廃棄設備の処理能力が400L/日以上あることの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長				
	(2)液面検知の警報作動検査	管理廃水受水槽及び管理廃水排水槽の液面が異常高となった場合に警報を発することの確認	1回/月 1回/年						
	(3)漏えい検査	管理廃水受水槽、反応槽及び管理廃水排水槽の漏えいがないことの確認	1回/年						
3. 非常用通報連絡設備	(1)機能検査	非常用通報連絡設備の機能が正常であることの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長				
	(2)機能確認	非常用通報連絡設備の通話及び非常一斉放送の確認	1回/月						
4. 無停電源設備	(1)無停電源装置の作動検査	外部電源喪失時、連続して負荷へ給電できることの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長				
	(2)無停電源装置の作動検査	蓄電池の電圧が正常であることの確認	1回/月						
	(3)絶縁抵抗試験	無停電源装置の絶縁抵抗が正常であることの確認	1回/年						
5. DOP-1 UF ₂ 処理設備	(1)系内圧力の確認	系内の圧力が大気圧以下に保持されていることの確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長				
	(2)圧力計の校正	系内圧力確認に係る計器の校正							
6. 滞留ウラン除去設備	ボンベ槽	(1)圧力異常によるインタロックの作動検査	圧力異常高が発生した場合、系統を大気圧以下に維持する機能の確認	1回/年	施設管理課長	設備処理課長			
		(2)圧力計の校正	圧力異常によるインタロックに係る計器の校正						
		(3)圧力異常警報の作動検査	圧力の警報機能の確認						
	回収用ワールドトランプ	(1)温度・圧力異常によるインタロックの作動検査	温度・圧力異常高が発生した場合、過加熱を防止する機能の確認	1回/年					
		(2)温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロックに係る計器の校正						
		(3)温度・圧力異常警報の作動検査	温度・圧力の警報機能の確認						

変更前

変更後

変更理由

第20表 施設定期自主検査（第70条関係）（続き）

設備名称	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	
7. 均質設備	均質設備 コントロール トップ	(1) 温度・圧力異常による インタロックの作動検 査	温度・圧力異常高が発生した場 合、過加熱を防止する機能の 確認	1回/年	施設管理課 長	
		(2) 温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロ ックに係る計器の校正	1回/月		
	シリンダ 槽	(3) 温度・圧力異常警報の 作動検査	温度・圧力の警報機能の確認	1回/月		
		(1) 重量異常によるインタ ロックの作動検査	重量異常高が発生した場合、 過充てんを防止する機能の確 認	1回/年		
		(2) 温度・圧力異常による インタロックの作動検 査	温度・圧力異常高が発生した場 合、過加熱を防止する機能の 確認			
		(3) 重量計の校正	重量異常によるインタロック に係る計器の校正			
		(4) 温度・圧力計の校正	温度・圧力異常によるインタロ ックに係る計器の校正			
(5) 誤操作防止インタロッ クの作動検査	電磁弁を誤操作した場合、六 フッ化ウラン漏えいを防止す る機能の確認					
	(6) 六フッ化ウラン漏えい 拡大防止インタロック の作動検査	六フッ化ウランが漏えいした 場合、漏えいの拡大を防止す る機能の確認	1回/月			
	(7) 温度・圧力異常警報の 作動検査	温度・圧力の警報機能の確認	1回/月			
8. 局所排気設備	(1) 工程用モニタ異常によ るインタロックの作動 検査	六フッ化ウランが漏えいした 場合、排気系統を切り替える 機能の確認	1回/年	施設管理課 長		
	(2) 工程用モニタの校正	工程用モニタ異常によるイン タロックに係るモニタの校正	1回/月			
	(3) 工程用モニタの警報作 動検査	工程用モニタの警報機能の確 認	1回/年			
9. 非常用発電機	(1) 非常用発電機の作動検 査	外部電源喪失時、非常用発電 機が起動して40秒以内に負荷 へ給電できる状態になること の確認	1回/年	施設管理課 長		
	(2) 非常用発電機の作動検 査	非常用発電機を起動し、その 作動状態を確認	1回/月			
	(3) 絶縁抵抗試験	非常用発電機の絶縁抵抗が正 常であることの確認	1回/年			
10. 放射線管理設備	(1) 排気用モニタの校正	排気用モニタ (α 、 β (γ), HP) の校正及び所定の値で警 報を発することの確認	1回/年	安全管理課 長		
	(2) エリア用モニタの校正	エリア用モニタの校正及び所 定の値で警報を発することの 確認	1回/年			
11. 核燃料物 質の貯蔵設 備	天井走行 クレーン 及びテラ ハ	(1) 天井走行クレーン及び アルハの作動検査	シリンダの吊上げ高さを制限 する機能及び吊上げ操作時の 停電による誤操作防止機能の 確認	1回/年	施設管理課 長	
		(2) 安衛法に基づく点検記 録の確認検査	安衛法に基づく点検の記録に より機能が正常であること の確認	1回/年		
	原料・廃 品シリン ダ、ハン ドリング 用シリン ダ及び滞 留ウラン 回収容器	(1) 外観検査	使用上有害な傷、変形等がな いことの確認	1回/年		
(2) 員数検査	員数を目視により確認					
	(3) 漏えい検査	バルブ及びプラグ部周辺につ いて、スミヤ法により漏えい のないことの確認	1回/年			
12. 自動火災報知設備	(1) 自動火災報知設備の警 報装置の機能検査	自動火災報知設備の警報装置 の機能が正常であることの確認	1回/月	施設管理課 長		
	(2) 消防法に基づく点検記 録の確認検査	消防法に基づく点検の記録に より機能が正常であること の確認	1回/年			
13. 管理区域	(1) 線量当量率及び空気中 の放射性物質濃度の測 定	線量当量率及び空気中の放射 性物質濃度が所定の値以下で あることの確認	1回/年	安全管理課 長		

(削る)

変更の理由 1
法改正等(検査制度の見直し)に伴
い、施設定期自主検査に関する事
項を削る。

変更前						変更後						変更理由
第21-1表 保安教育訓練実施方針（第84条関連）						第19表 保安教育訓練実施方針（第84条関連）						・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。 ・変更の理由1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証の呼称を変更し、品質マネジメントに関する教育項目を別項とする。また、教育内容を品質マネジメントに関する幅広い内容等に変更する。 ・変更の理由1 法改正等（加工規則の改正）に伴い、加工規則で用いられている用語と整合を図る。
区分	実施時期 注2)	実施時間				区分	実施時期 注2)	実施時間				
		放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外の者				
保安教育訓練内容		運転・保守に係る業務に従事する者 注1)	その他の者				運転・保守に係る業務に従事する者 注1)		その他の者			
(1) 関係法令、保安規定の遵守及び加工事業許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 核燃料物質加工事業許可申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 関係法令、保安規定の遵守及び加工事業許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 核燃料物質加工事業許可申請書	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(削る)
	保安規定で定める品質保証に係る文書(原子力安全に係る品質方針、品質目標を含む) (従業員等に対して適用)	年1回	1時間以上	1時間以上	1時間以上		(変更なし)	(変更なし)				
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(4) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること(訓練を含む)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること(訓練を含む)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(新規)						(7) 品質マネジメントに関すること 注3)	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上		
(7) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項	(略)	(略)				(8) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項	(変更なし)	(変更なし)				

ただし、役員については第84条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

ただし、役員については第84条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

注3) 従業員等に対して適用

変更前	変更後	変更理由
<p>第21-2表 緊急作業に係る教育訓練（第84条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第20表 緊急作業に係る教育訓練（第84条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前			変更後			変更理由		
第22表 記録及び保存に係る項目（第86条関係）			第21表 記録及び保存に係る項目（第92条関係）					
記録事項	保存期間	保存責任者	記録事項	保存期間	保存責任者	・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、施設管理に係る記録を行う職位名を明確にする。また、表中の番号を繰り上げる）。 ・変更の理由1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、記録事項等を変更する。		
1. 加工施設の 検査記録	(1) 法第16条の3第1項の規定による使用前検査の結果	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 加工施設の 施設管理に係る記録	(1) 使用前確認の結果	同一事項に関する次の確認のときまでの期間		施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長	
	(2) 法第16条の5第1項の規定による施設定期検査の結果			(2) 規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名				
	(3) 第20表に定める設備の施設定期自主検査の結果	検査終了後5年が経過するまでの期間		(3) 規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間			
2. 放射線管理 記録	(1)～(2) (略)	(略)	2. 放射線管理 記録	(1)～(2) (変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	
	(3)～(6) (略)	(略)		(3)～(6) (変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	
	(7) (略)	(略)		(7) (変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	
	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	(略)		管理者	(8) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法		(変更なし)	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長
	(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法				(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法			
3. 操作記録	(1) 第2表に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値	1年間	3. 操作記録	(1) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値	1年間		施設管理課長 設備処理課長 安全管理課長	
	(2) 第2表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻			(2) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻				
	(3) 警報装置から発せられた警報の内容			(3) 警報装置から発せられた警報の内容				
	(4) 第2表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻			(4) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻				
4. 保守記録	(1) 加工施設の巡視の状況及びその担当者の氏名	1年間	(削る)					
	(2) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名							

変更前				変更後				変更理由
第22表 記録及び保存に係る項目（第86条関係）（続き）				第21表 記録及び保存に係る項目（第86条関係）（続き）				
記録事項		保存期間	保存責任者	記録事項		保存期間	保存責任者	・変更の理由6 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる）。 ・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定及び検査制度の見直し)に伴い、記録事項等を変更する。
5. 加工施設の事故記録	(1) 事故の発生及び復旧の時	(略)	管理者 安全管理課長	4. 加工施設の事故記録	(1) 事故の発生及び復旧の日時	(変更なし)	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長	
	(2)～(4) (略)				(2)～(4) (変更なし)			
6. (略)	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	5. (変更なし)	(1)～(3) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
7. (略)	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	6. (変更なし)	(1)～(3) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
8. 品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く）		作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステム文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く。）		当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長	
9. 加工施設の定期的な評価の結果	(1) 保安活動の実施の状況の評価	加工規則第7条第7項に定める期間	施設管理課長 安全管理課長	(削る)				
	(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価							
	(3) 経年変化に関する技術的な評価							
	(4) 経年変化に関する技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>